

卷末資料



吹田市地域福祉計画推進委員会 委員名簿

(平成26年4月～同28年3月の委員。敬称略)

氏名	役職等	区分
◎藤井 伸生	京都華頂大学 現代家政学部教授	1号委員 (学識経験者)
○松木 宏史	滋賀短期大学 幼児教育保育学科 講師	
中塚 尚	吹田市自治会連合協議会 監事	2号委員 (市内の社会福祉を目的とする団体若しくは事業者又は公共的団体の代表者)
熊井 茂治	吹田市社会福祉協議会 施設連絡会 会長	
中谷 恵子	吹田市ボランティア連絡会 会長	
富士野 香織	吹田市障害者等居宅介護等事業所連絡会 会長	
入江 政治	吹田市民生・児童委員協議会 会計監査	
由佐 満雄 (27.6まで)	吹田市社会福祉協議会 副会長	
栗田 智代 (27.6から)		
益田 洋平	吹田市介護保険事業者連絡会	3号委員 (関係行政機関の職員)
松村 由貴 (27.3まで)	大阪府吹田子ども家庭センター 企画調整課総括主査	
辻本 淑江 (27.4から)		
倉本 玲子 (27.3まで)	大阪府吹田保健所 地域保健課長	
門田 繁夫 (27.4から)		
藤本 衛	市民委員	4号委員 (市民委員)
松村 美枝子	市民委員	
由井 勝利	市民委員	
吉村 修	市民委員	

◎委員長、○副委員長

吹田市地域福祉計画推進委員会 策定部会員 名簿

(平成26年4月～同28年3月の委員。敬称略)

氏名	役職等
◇松木 宏史	滋賀短期大学 幼児教育保育学科 講師
中谷 恵子	吹田市ボランティア連絡会 会長
富士野 香織	吹田市障害者等居宅介護等事業所連絡会 会長
藤本 衛	市民委員
松村 美枝子	市民委員
由井 勝利	市民委員
吉村 修	市民委員

◇部会長

吹田市地域福祉計画 庁内推進委員会を構成する部室課

部		室	課
総務部		危機管理室	
		人事室	
行政経営部		企画政策室	
人権文化部		人権平和室	
		男女共同参画室	
		文化のまちづくり室	
まち産業活性化部		地域総務室	
		地域自治推進室	
		地域経済振興室	
こども部		子育て支援室	
		こども育成室	保育幼稚園課 児童育成課
福祉保健部		地域福祉室	福祉総務課
			生活福祉課
			総合福祉会館
			内本町地域保健福祉センター
			亥の子谷地域保健福祉センター
			千里ニュータウン地域保健福祉センター
	高齢福祉室	高齢政策課	
		高齢支援課	
		介護保険課	
		障がい福祉室	
		国民健康保険室	
		保健センター	
都市整備部		住宅政策室	
道路公園部		総務交通室	
		道路室	
		公園みどり室	
教育委員会	教育総務部	教育総務室	学務課
		教育政策室	
	学校教育部	学校教育室	指導課
		教育センター	
	地域教育部	生涯学習推進室	生涯学習課
		青少年室	
		スポーツ推進室	

※上の表の組織構成、組織名は、平成26・27年度のものです。

吹田市地域福祉計画推進委員会規則

平成25年3月29日規則第43号
(平成28年3月末現在)

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和32年吹田市条例第302号)第3条の規定に基づき、吹田市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進について調査審議し、答申するものとする。

2 委員会は、地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の社会福祉を目的とする団体若しくは事業者又は公共的団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員会の意見を聴いて委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員会の意見を聴いて委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を委員会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 部会の運営については、前条の規定を準用する。

（意見の聴取等）

第7条 委員会及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉室福祉総務課において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

第3次吹田市地域福祉計画策定に関わる会議等の経過

開催日等	会議の内容等	
平成26年度 (2014年度)	6月27日	第1回吹田市地域福祉計画推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> 役員選出（委員長及び副委員長） 会議の傍聴に関する事務取扱要領について 諮問 部会の設置及び部会長の選出 第3次地域福祉計画の策定について 第2次地域福祉計画の重点課題の進捗状況について 平成25年度吹田市認知症地域サポートモデル事業 藤白台地区「認知症サポート声かけ見守り訓練」の報告
	7月28日	第1回吹田市地域福祉計画推進委員会 策定部会 <ul style="list-style-type: none"> 市民ニーズ調査項目の検討について 第3次地域福祉計画に盛り込む事項について
	8月26日	第2回吹田市地域福祉計画推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> 市民ニーズ調査項目の検討について 第3次地域福祉計画に盛り込む事項について
	10月1日	第2回吹田市地域福祉計画推進委員会 策定部会 <ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査項目の検討について 第3次地域福祉計画骨子案について
	10月31日 ～ 12月1日	吹田市民の地域福祉に関する実態調査の実施
	11月5日	第3回吹田市地域福祉計画推進委員会 策定部会 <ul style="list-style-type: none"> 第3次地域福祉計画骨子案について
	11月21日	第3回吹田市地域福祉計画推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> 第3次地域福祉計画案の検討について
	2月3日	第4回吹田市地域福祉計画推進委員会 策定部会 <ul style="list-style-type: none"> 吹田市民の地域福祉に関する実態調査結果について 第3次地域福祉計画案について
	2月20日	第4回吹田市地域福祉計画推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> 吹田市民の地域福祉に関する実態調査結果について 第3次地域福祉計画案の検討について
	2月26日	吹田市地域福祉計画庁内推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> 第3次吹田市地域福祉計画の策定方針について 吹田市民の地域福祉に関する実態調査の報告について 第3次地域福祉計画案について



開催日等		会議の内容等
平成27年度 (2015年度)	4月24日	第5回吹田市地域福祉計画推進委員会 ・第3次地域福祉計画策定のこれまでの取組と今後のスケジュールについて ・第3次地域福祉計画施策体系の再確認について ・第3次地域福祉計画本文第1章、第2章について ・吹田市民の地域福祉に関する実態調査により明らかになったことについて
	6月2日	第5回吹田市地域福祉計画推進委員会 策定部会 ・第3次地域福祉計画 本文案について ・前回からの修正の確認及び計画文案(第1章～第3章)の検討について
	6月19日	第6回吹田市地域福祉計画推進委員会 ・吹田市民の地域福祉に関する実態調査により明らかになったことについて ・第3次地域福祉計画本文第4章「重点施策」について
	8月3日	第6回吹田市地域福祉計画推進委員会 策定部会 ・第3次吹田市地域福祉計画 本文案について — 前回からの修正の確認及び計画本文案(第1章～第5章)の検討について
	8月21日	第7回吹田市地域福祉計画推進委員会 ・前回以降の変更点について ・第3次吹田市地域福祉計画施策体系案について ・コラムに記載する内容について
	10月2日	第7回吹田市地域福祉計画推進委員会 策定部会 ・第3次吹田市地域福祉計画 本文案について — 前回推進委員会からの修正についての確認及び計画本文案(第4章～第6章)の検討について
	10月27日	第8回吹田市地域福祉計画推進委員会 ・前回以降の変更点について ・第3次吹田市地域福祉計画本文案について
	12月3日	吹田市地域福祉計画庁内推進委員会 ・第3次地域福祉計画案について ・今後のスケジュールについて
	12月22日 ～ 1月21日	第3次吹田市地域福祉計画素案に対する市民意見募集(パブリックコメント)の実施
	2月19日	第9回吹田市地域福祉計画推進委員会 ・第3次吹田市地域福祉計画素案に対する市民意見募集結果について ・第3次吹田市地域福祉計画案について ・答申

吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念（第3条）

第3章 市民等の役割及び市の責務（第4条―第6条）

第4章 くらしと健康を支えるための福祉の増進に関する基本的施策（第7条―第12条）

第5章 くらしの支援のための施策

第1節 市民福祉に関する施策（第13条―第15条）

第2節 高齢者福祉に関する施策（第16条―第18条）

第3節 障害者福祉に関する施策（第19条―第21条）

第4節 児童福祉に関する施策（第22条―第25条）

第6章 健康の増進のための施策（第26条―第29条）

第7章 雑則（第30条）

附則

吹田は、古くから農業や商工業が営まれ、人々のくらしの場として栄えてきました。人々は地域において互いに助け合い、協力し合うことで良好な近隣関係を築き上げ、自らのくらしを守ってきました。そして、現在では、行政の力だけでなく、市民や事業者を含め、行政と地域が一体となってくらしと健康を守る地域福祉活動が展開されています。

しかしながら、地域を取り巻く社会情勢が日々変化していく中で、私たちのまわりでは、貧困と格差の問題、少子高齢化と核家族化の進行、近隣関係の希薄化、さらに児童や高齢者への虐待といった生命にかかわる課題が山積しています。そうした課題を解決し、市民のくらしと健康を支えるためには、市が、公的な責務を果たしながら、自助、互助、公助の役割分担を認識しつつ、市民及び事業者との協働により、互いに助け合っくらしと健康を支える取組を推進するとともに、地域の実情に応じた福祉の増進に関する施策を総合的に実施することがこれまで以上に求められています。

このような状況において、日本国憲法で規定されている健康で文化的な最低限度の生活を営む権利をあらゆる市民が有することを踏まえ、市民の福祉の増進についての基本理念を定めることにより、市民、事業者及び市は、一定の方向性の下で市民のくらしと健康を支える取組を行い、だれもが住み慣れた地域において健康で安心して暮らすことができるまちづくりの推進を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の福祉の増進について基本理念を定め、市民及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進

に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、だれもが住み慣れた地域において健康で安心して暮らせるまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、本市に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者及び団体をいう。

第2章 基本理念

第3条 市民、事業者及び市は、市民の福祉の増進に当たっては、次に掲げる事項を目指して行わなければならない。

- (1) あらゆる市民が基本的人権を保障されること。
- (2) あらゆる市民が健康で安心して暮らすことができるまちづくりの推進に寄与すること。
- (3) あらゆる市民が生涯にわたって生きがいを持つことができるようにすること。
- (4) すべての子どもがその権利を尊重され、健やかに育つこと。

2 市民、事業者及び市は、市民の福祉の増進に当たっては、地域において様々な課題を共有し、互いに支え合うことにより行わなければならない。

第3章 市民等の役割及び市の責務

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、福祉の増進について主体的に取り組むとともに、互いにくらしと健康を支える役割を果たすものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員として、市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、事業に従事する者に対する子育て支援、介護支援その他のくらしの支援及び健康の増進に努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念に基づき、国及び他の地方自治体との連携並びに市民及び事業者との協働により、市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、あらゆる施策の実施に当たっては、市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に配慮しなければならない。

4 市は、市民及び事業者が行う市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する取組を支援するものとする。

第4章 暮らしと健康を支えるための福祉の増進に関する基本的施策

(基本方針)

第7条 市民、事業者及び市は、あらゆる市民に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障されるよう努め、だれもが住み慣れた地域において、健康で安心して暮らすことができる社会の実現を目指すものとする。

(各種計画の策定及び施策の推進)

第8条 市は、基本理念に基づき、地域の実情に配慮して市民の暮らしと健康を支えるための福祉の増進に関する各種計画を策定し、施策を推進するものとする。

(取組への支援)

第9条 市は、事業者とともに、市民が暮らしと健康を支えるための福祉の増進に関する取組をする機会の充実を図るため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、市民及び事業者とともに、市民の暮らしと健康を支えるための福祉の増進に関する意識の高揚を図り、暮らしと健康を支えるための福祉の増進を担う人材及び団体を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

(啓発)

第11条 市は、次に掲げる事項に対する市民及び事業者の理解を深めるための啓発を行うものとする。

- (1) 高齢者の尊厳及び権利に関すること。
- (2) 障害及び障害者の権利に関すること。
- (3) 子どもの権利に関すること。
- (4) 健康の増進及び健康被害等の防止に関すること。

(顕彰)

第12条 市は、市民の暮らしと健康を支えるための福祉の増進に関し功績のあった個人及び団体の顕彰に努めるものとする。

第5章 暮らしの支援のための施策

第1節 市民福祉に関する施策

(基本方針)

第13条 市民、事業者及び市は、高齢者、障害者及び子どもを含むあらゆる市民の暮らしに応じた様々な支援を推進することにより、だれもが住み慣れた地域において、安心して自立した暮らしを続けることができる社会の実現を目指すものとする。

(施策の推進)

第14条 市は、あらゆる市民が安心して暮らすことができるよう、住宅の確保、就労の支援その他の暮らしを支える施策の充実に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者とともに、あらゆる市民が安全かつ快適に暮らすことができるよう、バリアフリーのまちづくりに必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、あらゆる市民に移動の自由が得られるよう、必要な支援に努めるものとする。



（地域における相互支援の促進）

第15条 市は、住み慣れた地域において市民がくらしを支え合い、地域福祉の向上が図られるよう、市民、事業者及び福祉施設の相互交流及び連携の促進に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者とともに、地域の支援ネットワークを強化し、だれもが安心して安全に暮らすことができるよう、見守り体制の構築に努めるものとする。

第2節 高齢者福祉に関する施策

（基本方針）

第16条 市民、事業者及び市は、高齢者について、自立した一人の人間として健康で潤いのある生活が保障される社会の実現を目指すものとする。

（施策の推進）

第17条 市は、高齢者の健康状態及び介護状態に応じた施策を推進するものとする。

2 市は、高齢者の介護に携わるすべての人に対する支援に努めるものとする。

3 市は、高齢者の生きがいづくりへの支援に努めるものとする。

（介護事業等の充実）

第18条 市は、事業者とともに、高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けることができるよう、介護事業等の充実を図るものとする。

第3節 障害者福祉に関する施策

（基本方針）

第19条 市民、事業者及び市は、障害を理由とした偏見及び差別をなくし、共に生き、共に働く社会の実現を目指すものとする。

（施策の推進）

第20条 市は、障害者の権利を擁護する施策を推進するものとする。

2 市は、障害者の相談支援体制の整備等、地域におけるくらしの支援に努めるものとする。

3 市は、障害者の介護に携わるすべての人に対する支援に努めるものとする。

4 市は、事業者とともに、障害者の雇用の促進に努めるものとする。

（障害福祉事業の充実等）

第21条 市は、事業者とともに、障害者が住み慣れた地域において日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害福祉事業の充実を図るものとする。

2 市は、障害者が働く喜びを実感できる場の提供に努めるものとする。

第4節 児童福祉に関する施策

（基本方針）

第22条 市民、事業者及び市は、すべての子どもが健やかで幸福に育ち、すべての家庭において、夢を育（はぐく）み、喜びを持って子どもを生み育てることができる社会の実現を目指すものとする。

（施策の推進）

第23条 市は、市民とともに、すべての子育て家庭において子育てにおける孤独感、不安感

等の心身の負担が軽減されるよう、施策の推進に努めるものとする。

2 市は、地域との緊密な連携を図ることにより、児童虐待の防止に関する施策の推進に努めるものとする。

(子育て支援事業の充実等)

第24条 市は、市民及び事業者とともに、子育て支援事業等の充実を図るものとする。

2 市は、仕事と子育ての両立ができるよう、保育所等の施設の整備に努めるものとする。

3 市は、市民が心身ともにゆとりを持って子育てができるよう、情報の提供、安全対策等の生活環境の整備に努めるものとする。

(子どもの権利の擁護)

第25条 市は、市民及び事業者とともに、子どもの権利を擁護し、子どもの最善の利益が尊重されるよう配慮するものとする。

2 市は、児童虐待等により配慮を要する子ども及び家庭に対する支援のために必要な施策の充実を図るものとする。

第6章 健康の増進のための施策

(基本方針)

第26条 市民、事業者及び市は、あらゆる市民が心身ともに健康に暮らすことができる社会の実現を目指すものとする。

(施策の推進)

第27条 市は、あらゆる市民の命を守り、健康を増進するため、健康診査等の保健事業の推進に努めるとともに、その健康状態に応じて市民を適切な医療につなげるものとする。

2 市は、健康の増進のために必要な情報の収集及び調査を行うものとする。

3 市は、食生活の向上に資する情報その他の健康の増進に関する情報の提供に努めるものとする。

(医療を受ける市民に対する支援施策の充実)

第28条 市は、高齢者、障害者、子どもその他医療を要する市民が適切に医療を受けることができるよう、必要な施策の充実を図るものとする。

(活動及び交流の場の提供)

第29条 市は、市民及び事業者とともに、地域における健康の増進に関する活動及び交流の場の提供に努め、その活性化を図るものとする。

第7章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

用語集

[D]

■ DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や交際相手など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力なども含まれる。

[N]

■ NPO（Non Profit Organization）

民間非営利団体のこと。この計画の中では、平成10年（1998年）に制定された特定非営利活動促進法（NPO法）による特定非営利活動法人だけではなく、広く営利を目的としない公益事業や市民活動を行う民間の組織を指す。

[あ]

■ 青色防犯パトロール

青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール活動。一定の要件を満たし、警察から青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた団体に限り、保安基準に適合した青色回転灯を装備することが認められている。

■ 赤い羽根共同募金

社会福祉法に定められた地域福祉推進のための募金。集まった募金は大阪府共同募金会へ全額送金され、配分決定委員会の審議を経て、社会福祉協議会や福祉施設へと配分され、福祉活動に活用される。

■ 安心・安全カード

民生委員・児童委員が高齢者の方への見守り・支援の活動の際に使用しているカード。日常の様子や健康状態、また緊急時の連絡先などの情報を記入し、緊急時や災害時などに活用できるよう民生委員が管理する。

■ いきいきサロン

地区福祉委員会が行う小地域ネットワーク活動のひとつで、地区公民館や地区市民ホール、集会所などで、おおむね65歳以上の高齢者を対象に茶話会やレクリエーションなどを行っている。仲間づくりや情報交換の場であり、また社会参加の場を提供することで「閉じこもり」予防にもなっている。

■ 生きがい教室

高齢者が初歩的な趣味教室への参加を通じて生きがいを高め、友達の輪を広げ、その生活を健康で豊かなものにするため実施。

[か]

■ 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護を要する高齢者などからの相談に応じ、その心身の状況等に応じて適切な居宅サービス又は施設サービスが受けられるよう、関係機関や居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡・調整、介護サービス計画（ケアプラン）の作成などを行う専門職。

■ 協働

共通の目的のために、互いの立場を理解し、尊重しながら、協力、連携して、それぞれの役割において自発的、主体的に力を尽くすこと。本計画では、だれもがいきいきと安心して暮らしていけるまちづくりのため、行政、市民、社会福祉協議会、事業者などが協力することを意味する。

■ 居宅サービス（高齢者向け）

介護保険の給付対象となる、居宅の要介護者などに提供されるサービスのこと。訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、福祉用具貸与などのサービス。

■ 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

■ 広域型生活支援コーディネーター

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅で健やかに安心・安全に継続して住み続けられる地域づくりのため、生活支援の担い手の養成やサービスの開発等の資源開発、サービス提供主体等の関係者のネットワーク構築を進めることを目的に、平成28年（2016年）4月に1名を配置予定。

■ 高齢クラブ

「仲間がほしい、何か社会のために役立ちたい」などの願いを持つ、同一地域内に居住するおおむね60歳以上の方が自分たちの手で結成し、運営している組織。活動内容は、レクリエーション、スポーツ、親睦会、社会見学・旅行のほか、勉強会や地域・社会奉仕活動など。運営は、会費や国、府、市の補助金などで行っている。

■ 高齢者いきいの間

高齢クラブ活動及び地域高齢者の教養の向上、親睦、レクリエーション等の場として、主に地区公民館や地区市民ホールなどに併設されている。おおむね小学校区ごとに設置しており、市内に35か所ある。

■ 子育てサロン

地区福祉委員会が行う、子育て中の親子を地域で支援する活動。就園前の子育て中の親子が互いに交流し、地域で孤立しないよう「つながりづくり」をする場。

■ 子育て広場

乳幼児とその保護者が気軽に集まり、交流をする場。身近な地域の子育て情報の提供や、大人も子どもも楽しめる講座や行事なども行っている。市民団体が運営しており、現在市内に8か所ある。

■ 孤独死

だれにも看取られずに亡くなること。特に、ひとり暮らし高齢者が自室内で亡くなり、死後しばらくたってから初めて遺体が発見されるような場合をいう。「孤独死」という言葉は阪神・淡路大震災後に使われた言葉。「孤立死」とも呼ばれる。

■ 子ども家庭センター（児童相談所）

0歳からおおむね25歳までの児童・青少年に関するさまざまな相談（虐待・非行・不登校・障がい等）、配偶者からの暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）被害者の相談などに応じている。市内に「大阪府吹田子ども家庭センター」がある。

■ 子ども見守り家庭訪問事業

地域における新生児の健やかな成長を見守るため、市内の生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問する事業で、市に協力して民生委員・児童委員及び主任児童委員が行っている。4か月児健康診査の案内、地域の子育てサロンなどの情報を伝えている。

■ コミュニティ

一般的には、地域性と共同意識によって成立する地域社会のことを指す。中でも「地域コミュニティ」という場合は、特に地域の結びつきが強く、ある一定の地域に属する人々が自主性と自らの責任において、住みよい地域づくりを行う集団のことを指す。

■ コミュニティセンター

本市では、文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の際に使用し、これらの活動が相互に連携することにより、地域における交流を促し、世代を超えた市民の連帯を深め、潤いのある豊かな地域社会を形成することを目的とした施設として、内本町・亥の子谷・千一・千里山の4か所に設置している。

■ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域密着の生活・福祉の相談員。地域で、悩みごとや困りごとを抱えた住民の話を聞き、関係機関と連携して解決の支援を行う。また、地域福祉活動の活性化や、必要な仕組みの開発を行うことで、地域福祉の推進役として活動している。

■ コミュニティバス

高齢者・障がいのある人などの移動手段確保、交通不便地域の緩和、主要施設へのアクセス手段の確保等を図るために路線を定期的に運行する小型バス。

[さ]

■ 災害時要援護者支援制度

災害対策基本法が改正され、従来からの希望者だけを対象とした名簿ではなく、新たに名簿対象者の要件を市が定め、該当される方を名簿に登録する新たな「災害時要援護者名簿」を平成26年度（2014年度）に作成した。その名簿対象者のうち、平常時には声かけ、見守り活動、避難訓練等に活用し、災害時には安否確認や避難誘導等の支援活動に活用するため、地域支援組織（自治会、自主防災組織等）に名簿情報を提供することに同意した人たちの名簿を地域支援組織に提供し、地域で支えあう安心・安全のネットワークづくりに取り組む制度。

■ 自主防災組織

災害発生時の市民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動を推進するために、平常時に啓発活動や防災訓練を行う町内会や自治会等を単位として自主的に結成された組織。

■ 施設連絡会

吹田市社会福祉協議会の組織構成会員であり、社会貢献を行うことを目的に民間の福祉施設が集まった組織。地区福祉委員会などと連携して、専門性を生かし地域福祉推進のために社会貢献を行っている。

■ 児童福祉施設

児童及びその保護者を対象に、療育、保護、訓練、育成などについて適切な環境を提供し、児童の福祉を図る各種の施設をいう。児童福祉法の規定では、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障がい児施設、肢体不自由児施設、重症心身障がい児施設、児童自立支援施設などがある。

■ 児童養護施設

児童福祉法における児童福祉施設のひとつで、乳児を除く保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設。市内には2か所の児童養護施設がある。

■ 市民公益活動

平成14年（2002年）に制定された「吹田市市民公益活動の促進に関する条例」において、「市民が自発的に行う営利を目的としない社会貢献活動」と定義されている。

■ 社会的孤立

家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態。単身世帯の増加、婚姻率の低下、若者の社会的自立の遅れなどが背景にある。

■ 社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野での共通の基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公正で適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の推進に資することを目的とする。

■ 若年性認知症

65歳未満で認知症を発症した場合を「若年性認知症」という。物忘れが出始め、仕事や生活に支障をきたすようになっても、まだ若いという思いで認知症であるとは気付かなかつたり、病院で診察を受けても、うつ病や更年期障害などと間違われることもあり、診断までに時間がかかってしまうケースが多く見られる。

■ 生涯学習

一人ひとりが、それぞれに適した手段・方法で、主体的に生涯のあらゆる時期を通じて行うさまざまな学習をいい、それを通じて豊かで生きがいのある充実した生活の創造をめざすもの。学校教育などで行われる学習だけではなく、コミュニティ活動のような自主的な活動や、日常の経験などから学ぶ学習まで広範囲に及ぶ。

■ 小地域ネットワーク活動

吹田市内にある33の地区福祉委員会がそれぞれの地区内で、地域住民のつながりづくりを目的として行うさまざまな援助活動のこと。「ふれあい昼食会」や「いきいきサロン」「子育てサロン」などのようなグループ援助活動や、「見守り・声かけ活動」のような個別援助活動、広報紙発行や研修会の開催などの活動がある。

■ 吹田市救急医療情報キット配付事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で希望者に対し、かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先等の情報を入れるためのキットを配付する。万一の緊急時に備えてキットを自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、救急隊員が情報を確認することができ、よりの確な救命活動を行うことができる。

■ 吹田市子ども・子育て支援事業計画

平成24年（2012年）8月に制定された「子ども・子育て支援法」のもと、子育てをめぐるさまざまな課題の解決をめざし、自治体が制度運営やサービス提供をとおして役割を果たしていくための指針となる計画。計画期間は平成27年度（2015年度）からの5年間。

■ 吹田市福祉オンブズパーソン（福祉保健サービス苦情調整委員）制度

市が個人を対象に行った福祉保健サービスについて、「受けられるはずだったのに受けられなかった」などといった苦情の申し立てについて、福祉オンブズパーソン（福祉保健サービス苦情調整委員）が公正・中立な立場で、申し立て人に代わって苦情の内容を調査・審査し、必要な場合には市に対して制度の改善や意見などを求める制度。

■ 吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

市民の福祉の増進についての基本理念を定め、市民、事業者及び市が、一体となって市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に取り組み、だれもが住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことができるまちづくりの推進を図る条例。

■ 吹田版ネウボラ

ネウボラは、「フィンランドの妊娠・出産・子育てを継続して支援する仕組み」のこと。吹田市では、「吹田版ネウボラ」として、保健センター及び保健センター南千里分館に専任の保健師を配置し、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目ない相談支援を平成28年度（2016年度）から実施。

■ スクールソーシャルワーカー（SSW）

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。原則、社会福祉士か精神保健福祉士などの資格が必要だが、教員OBもいる。



■生活困窮者自立支援法・生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として制定された法律及びそれに基づく支援制度。

■制度の狭間にある問題

ひとり暮らしの高齢者の孤独死やごみ屋敷など、既存の社会保障や福祉政策による対応のみでは、解決に至るのが困難な福祉課題や生活課題のこと。

■成年後見制度

判断能力が十分でない人に法定代理人（後見人）を定め、本人に代わって財産管理等を行う制度。親族や弁護士等の専門職に後見人を依頼するほか、同じ地域の市民や法人等が後見人となる市民後見や法人後見もある。

■セーフティネット

何らかの生活課題を抱えた人が、さらに困難な状況に陥らないように、安全網（セーフティネット）として生活を支える制度や仕組みのこと。

■ソーシャル・インクルージョン

「社会的包摂」のことで、貧困者や失業者、ホームレス等を排除せず、社会の一員として迎え入れることによって、健康で文化的な生活の実現につなげ、全ての人々を社会の構成員として包み支え合うという考え方。

[た]

■第三者委員

福祉サービスを提供する事業所に寄せられた利用者及びその家族等からの苦情に対応するため、事業者が設置した人で、苦情内容の確認、解決案の調整、助言等を行う。

■第三者評価制度

福祉サービスを提供する事業者のサービスの質の向上を図ることを目的に、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う。

■地域子育て支援センター

子育て支援のための地域の総合的拠点。保育所にこれまで蓄積された子どものあそび・生活・健康などに関する経験やノウハウを生かして地域の保護者や子どもたちの支援を行う。市では公立保育所と私立保育園の一部がこの役割を担い、育児教室や育児サークルの育成・支援などを行っている。

■地域福祉活動計画・地区福祉委員会5か年計画

吹田市社会福祉協議会が策定するもので、住民の視点に立った地域福祉の行動計画。33地区福祉委員会も自らの活動計画となる「地区福祉委員会5か年計画」を策定。「誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくり」をめざしており、市の策定する地域福祉計画と連携して進める。平成27年度（2015年度）から第3次地域福祉活動計画が始まり、平成31年度（2019年度）までが計画期間となる。

■地域包括ケアシステム

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域においてその人らしく自立した日常生活を営むことを地域全体で支援することを目指した一体的な仕組み。

■地域包括支援センター

介護保険法で各区市町村に設置が定められている地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

■地域密着型サービス

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、平成18年（2006年）に創設された介護保険サービスで、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供される。利用者はその事業所がある自治体の住民に限定される。

■ 地区福祉委員会

おおむね小学校区ごとにつくられた地域福祉推進のための住民組織で、市内に33組織がある。自治会・高齢クラブなどの各種団体から参加・協力する人と、民生委員・児童委員、ボランティアなどで構成されており、「ふれあい昼食会」や「いきいきサロン」、「子育てサロン」などの「小地域ネットワーク活動」を中心に、地域の実情に合わせて多彩な地域福祉の活動を行っている。

■ 出前講座

市民の学習活動を支援するため、市の各所管課が担当の業務や取り組んでいる施策について、学習講座という形でメニュー化し、職員が地域に出向いて話をする。市民は知りたい、聞きたい、学びたいものを講座メニューの中から選ぶ。

[な]

■ 日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用補助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス等を提供する事業。

■ ニート

総務省が行っている労働力調査における、15～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない人。

■ 認知症

いろいろな原因で脳にさまざまな障がいが起こり、生活するうえで支障が出ている状態。

■ 認知症サポーター養成講座

生活のさまざまな場面で、認知症の人及びその家族をサポートするために、認知症について正しく理解し、認知症の人に対する接し方を学ぶ講座。本講座を受講した人を認知症サポーターと呼ぶ。オレンジのリストバンドがサポーターの印。

■ 認知症地域サポート事業

地域での高齢者の見守り事業と連動させながら、徘徊高齢者探索模擬訓練等の取組を地域において実践することで、市域全体で認知症高齢者を見守り、支えていく仕組みをつくる事業。

■ ノーマライゼーション

障がいのある人が普通にその人らしい生活を送れるのが通常の社会であり、だれもが分け隔てなく、社会の一員としてお互いを尊重しあい、平和に暮らすことができるのが当たり前の社会であるという考え方。

[は]

■ パブリックコメント

重要な条例を制定・改廃する場合や、重要な計画を策定する場合などにその案を市民に公表し、その案に対して市民から意見の提出を受け、その意見に対する市の考え方を公表するとともに、提出された市民の意見を考慮して最終的な意思決定を行う制度。

■ バリアフリー

道路や建築物の入り口における段差などの解消や、読みやすい大きな文字・点字での表示など、高齢者、障がいのある人などの社会参加や自立を困難にしている物理的、社会的、制度的な障害を取り除くこと。全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障害を除去すること。また、高齢者や障がいのある人などの気持ちになって考え、協力していくことを「心のバリアフリー」という。



■引きこもり

長期にわたって社会に参加できず、生活の場がせばまった状態をさす言葉。精神疾患が原因の場合やそうではない場合など、さまざまな原因が挙げられる。「社会的引きこもり」は「20代後半までに現われ、6か月以上自宅に引きこもって社会参加しない状態が持続しており、精神障がいが第一の原因とは考えられないもの」と定義される。

■ファミリー・サポート・センター

地域において育児の援助を行うことができる市民と、育児の援助を受けたい市民とをファミリー・サポート・センターの会員として組織し、会員相互の育児に関する援助活動を行うもの。

■福祉避難所

災害時に高齢者や障がい者等、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象に開設する避難所。社会福祉事業を行う施設等のうち、一定の条件を満たす施設を指定する。

■ふれあい交流サロン

乳幼児から高齢者までの市民が、気軽に利用できる世代間交流の場。市内には、西山田ふらっとサロン、陽だまりルーム、ほっとサロンちさと、ふれあい交流サロンだけのこの4か所がある。

■ふれあい昼食会

地区福祉委員会が行う、地域のひとり暮らし高齢者を対象とした昼食会。日ごろはひとりで食事をするひとり暮らしの高齢者も、同世代の方や地区福祉委員と一緒に楽しく交流しながら食事をして、情報交換や仲間づくりの場になっている。

■ホームレス

平成14年（2002年）8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、この法律においてホームレスとは「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と規定されている。

[ま]

■民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤特別職の地方公務員。児童福祉法により児童委員を兼ねている。社会奉仕の精神をもって、地域福祉の向上のため、常に住民の立場になって相談・支援を行うボランティア。また、おおむね小学校区ごとに児童問題を専門とする主任児童委員が1名ずつ配置されている。市内全ての民生委員・児童委員で「吹田市民生・児童委員協議会」を組織している。

[や]

■友愛訪問活動

寝たきりの高齢者又は一人暮らしの高齢者で、適切な助言又は連絡を必要とする75歳以上の方及び、75歳以上の高齢者世帯、65歳から74歳までの寝たきりやひとり暮らしで声かけや見守りが必要な方を訪問し、激励する。訪問する高齢者が手作り品を作製し、持参することにより訪問者自身の介護予防や生きがいを高める。同活動は地域団体と協働で推進していく必要があり、地域に密着した地縁組織である高齢クラブの集合体である高齢クラブ連合会に委託して行われている。

[ら]

■療育

障がいのある児童、あるいはその疑いのある児童に対して、それぞれの障がいに応じた医療や訓練の提供と、発達を支援する保育や教育を総合的に行うこと。

■留守家庭児童育成室（放課後児童健全育成事業）

小学1年生から3年生までを対象に保護者が働いていたり、病気などのため、放課後など、家庭に帰っても留守家庭になる児童の健全育成を図るために開設。本市では全ての小学校内に開設している。



地域交流施設

▲1	西山田地区集会所
▲2	岸二地区集会所
▲3	北山田地区集会所
▲4	吹田東地区集会所

広域コミュニティ施設

◆1	千里市民センター
◆2	岸部市民センター
◆3	豊一市民センター
◆4	千里丘市民センター
◆5	山田ふれあい文化センター
◆6	男女共同参画センターデュオ
◆7	内本町コミュニティセンター
◆8	亥の子谷コミュニティセンター
◆9	総合福祉会館
◆10	竹見台多目的施設
◆11	交流活動館
◆12	子育て青少年拠点夢つながり未来館
◆13	吹田市文化会館（メイシアター）
◆14	千一コミュニティセンター
◆15	千里山コミュニティセンター

地区公民館

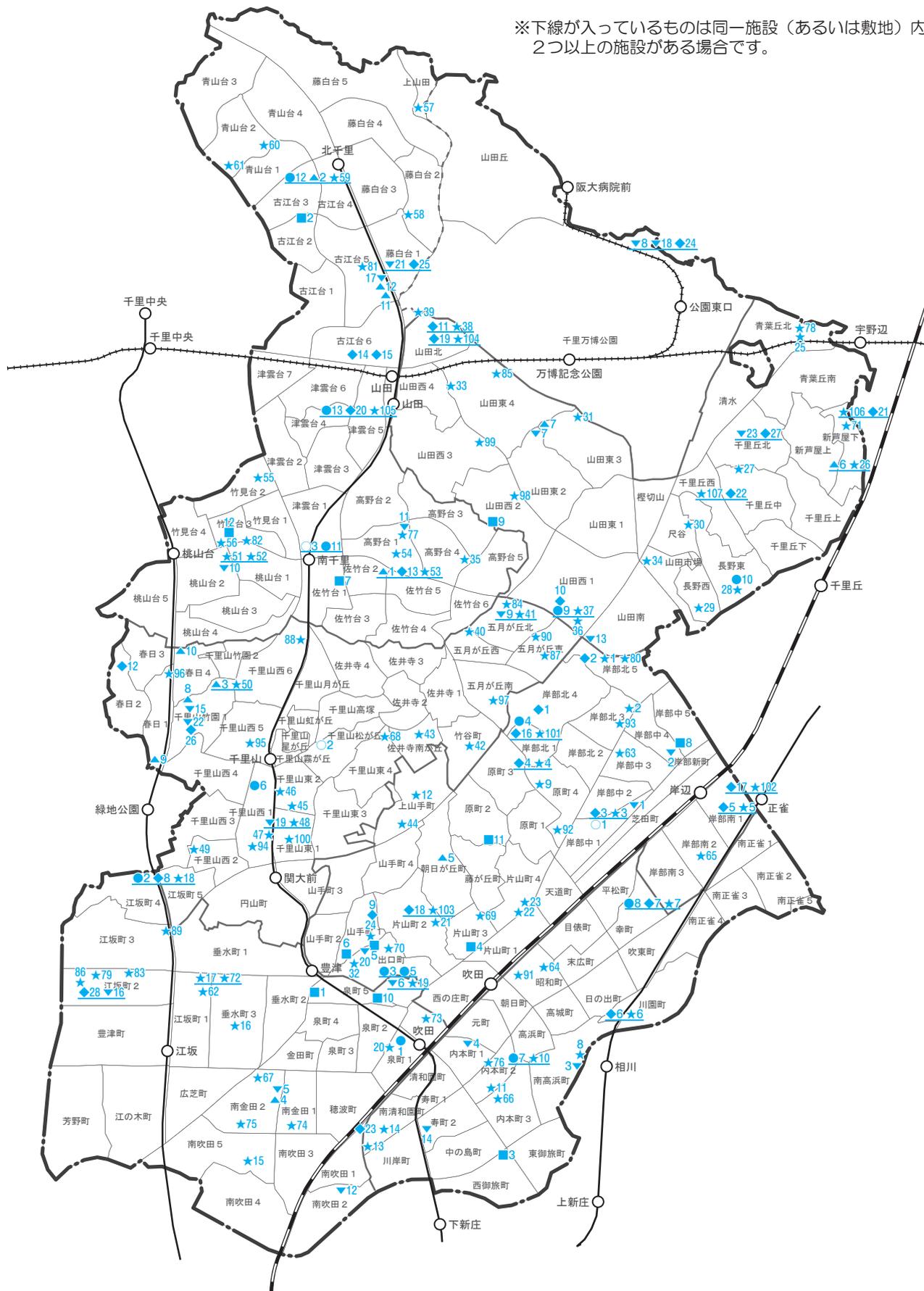
★1	吹一地区公民館
★2	吹二地区公民館
★3	吹三地区公民館
★4	吹田東地区公民館
★5	吹六地区公民館
★6	南吹田地区公民館
★7	豊一地区公民館
★8	豊二地区公民館
★9	江坂大池地区公民館
★10	山手地区公民館
★11	片山地区公民館
★12	佐井寺地区公民館
★13	東佐井寺地区公民館
★14	千一地区公民館
★15	千二地区公民館
★16	千三地区公民館
★17	千里新田地区公民館
★18	岸一地区公民館
★19	岸二地区公民館
★20	南千里地区公民館
★21	北千里地区公民館
★22	山一地区公民館
★23	山二地区公民館
★24	山三地区公民館
★25	山五地区公民館
★26	西山田地区公民館
★27	北山田地区公民館
★28	南山田地区公民館
★29	東山田地区公民館

地区市民ホール

●1	津雲台市民ホール
●2	高野台市民ホール
●3	佐竹台市民ホール
●4	桃山台市民ホール
●5	青山台市民ホール
●6	藤白台市民ホール
●7	古江台市民ホール
●8	竹見台市民ホール

高齢者福祉施設等一覧（平成28年〔2016年〕3月末現在）

※下線が入っているものは同一施設（あるいは敷地）内に2つ以上の施設がある場合です。





街かどデイハウス

■1	街かどデイハウスいすみ
■2	いきいきサポート
■3	街かどデイハウス ひまわり大阪
■4	街かどデイハウス「照一隅」
■5	吹田トンボマウル
■6	ハナ・集いの家サラン
■7	街かどデイハウス・コメット
■8	街かどデイハウスきしべ

ふれあい交流サロン

■9	西山田ふらっとサロン
■10	陽だまりルーム
■11	ほっとサロンちさと
■12	ふれあい交流サロン たけのこ

地域包括支援センター

●1	市役所一南吹田地域包括支援センター
●2	豊津・江坂地域包括支援センター
●3	総合福祉会館 片山地域包括支援センター
●4	岸辺地域包括支援センター
●5	総合福祉会館 千里山東・佐井寺地域包括支援センター
●6	千里山西地域包括支援センター
●7	内本町地域保健福祉センター 吹一・吹六地域包括支援センター
●8	吹三・東地域包括支援センター
●9	亥の子谷地域保健福祉センター 山田地域包括支援センター
●10	千里丘地域包括支援センター
●11	千里ニュータウン地域保健福祉センター 南千里地域包括支援センター
●12	古江台・青山台地域包括支援センター
●13	津雲台・藤白台地域包括支援センター

その他の福祉保健施設

○1	高齢者いきいきの家
○2	シルバーワークプラザ
○3	高齢者生きがいの活動センター

ケアハウス

▲1	青藍荘
▲2	シャロン千里
▲3	プレーゴ緑地公園

特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)

▲4	介護付有料老人ホームたのしい家吹田
▲5	メディカルホーム くらら吹田
▲6	ルナハート千里 丘の街
▲7	アミーユ万博公園
▲8	ラビアンローズ千里山
▲9	パーマリー・イン緑地公園
▲10	カルム桃山台
▲11	ヘルパー・ジュ千里けやき通り
▲12	ケアビレッジ千里・古江台

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

▼1	吹田市立岸部中グループホーム
▼2	ヴィラコティ岸部
▼3	グループホーム「あい」

▼4	グループホームきさく苑吹田
▼5	エコ吹田
▼6	ケアポート大阪西吹田センター グループホームやすらぎ
▼7	こぼと会グループホームたんぼぼ
▼8	グループホームスローライフ千里
▼9	グループホームめいの家
▼10	高寿会桃山台グループホーム
▼11	グループホームたのしい家南千里
▼12	グループホーム明日葉
▼13	グループホームここから南千里
▼14	グループホーム寿
▼15	グループホーム里
▼16	認知症高齢者グループホーム憩～江坂～
▼17	高寿会グループホーム高寿古江台

小規模多機能型居宅介護

▼18	小規模多機能型居宅介護スローライフ千里
▼19	小規模多機能型居宅介護千里の郷
▼20	小規模多機能型居宅介護 豊津の郷
▼21	小規模多機能型居宅介護 はるる
▼22	小規模多機能ホーム 菜
▼23	小規模多機能ホーム メヌホット千里丘

介護老人福祉施設

◆1	特別養護老人ホーム寿楽荘
◆2	特別養護老人ホーム緑風会イサベル
◆3	特別養護老人ホームあす～る吹田
◆4	介護老人福祉施設吹田竜ヶ池ホーム
◆5	特別養護老人ホームメルヴェイユ吹田
◆6	特別養護老人ホーム松風園
◆7	特別養護老人ホームハビネスさんあい
◆8	特別養護老人ホームエバーグリーン
◆9	済生会吹田特別養護老人ホーム高寿園
◆10	特別養護老人ホームいのこの里
◆11	特別養護老人ホームみらい
◆12	特別養護老人ホームちくりんの里
◆13	特別養護老人ホーム青藍荘
◆14	大阪市立弘済院第1特別養護老人ホーム
◆15	大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム

介護老人保健施設

◆16	介護老人保健施設ウエルハウス協和
◆17	介護老人保健施設フェリーチェ吹田
◆18	吹田市介護老人保健施設
◆19	介護老人保健施設千里
◆20	介護老人保健施設つくも
◆21	介護老人保健施設たるみの里
◆22	介護老人保健施設吹田徳州苑

地域密着型介護老人福祉施設

◆23	特別養護老人ホームサラージュ南吹田
◆24	特別養護老人ホームスローライフ千里
◆25	地域密着型特別養護老人ホーム はるる
◆26	地域密着型特別養護老人ホーム 緑
◆27	地域密着型特別養護老人ホーム メヌホット千里丘
◆28	地域密着型特別養護老人ホーム 憩～江坂～

通所介護（デイサービス）

★1	デイセンターコロンブス
★2	デイサービスひろゴンのオアシス吹田
★3	老人デイサービスセンターあす～る吹田
★4	吹田竜ヶ池デイサービスセンター
★5	メルヴェイユ吹田
★6	松風園デイ・サービスセンター
★7	デイサービスハビネスさんあい
★8	デイサービスセンターあいかわ
★9	デイサービス フレンドハウス吹田
★10	吹田市立内本町デイサービスセンター
★11	リハビリデイサービスnagomi 吹田店
★12	ビーナスプラス上山手
★13	NPOアリス
★14	デイサービスセンターサラージュ南吹田
★15	ツクイ南吹田
★16	垂水デイサービスセンター
★17	あすなるデイサービス江坂
★18	エバーグリーン
★19	ケアポート大阪西吹田センター デイサービスひばり
★20	デイサービス明明
★21	リハビリ本舗あつるるデイ
★22	いきいきリバイタルデイ
★23	いきいきリバイタルリハ
★24	高寿園デイ・サービスセンター
★25	パナソニックエイジフリー青葉丘 デイセンター
★26	デイサービスルナハート
★27	「千里の丘」デイサービスセンター
★28	千里丘リハビリデイサービス
★29	茶話本舗デイサービス千里丘
★30	吹田市立南山田デイサービスセンター
★31	デイサービスたんぼぼの広場
★32	デイサービス花の豊津プレミア
★33	デイハウスりぼん
★34	デイサービス・フレンドハウス山田
★35	はんしんいきいきデイサービス吹田店
★36	オレンジハウスデイサービス
★37	吹田市立亥の子谷デイサービスセンター
★38	デイサービスセンターみらい
★39	友一友デイサービスセンター
★40	デイサービスとらいあんぐる
★41	デイサービスセンターめいの家
★42	寿楽荘竹谷生活リハビリハウス
★43	大阪アカシア福祉会南ヶ丘 デイサービスセンター「愛」
★44	デイ上山手サン・ハウス
★45	生活ネットワークデイサービス 虹
★46	喜樹
★47	千里山東リハビリデイサービスげんき
★48	千里山東デイサービスセンター
★49	吹田市立千里山西デイサービスセンター
★50	プレーゴ緑地公園デイサービスセンター
★51	高寿会桃山台第3デイサービスセンター
★52	高寿会桃山台デイサービスセンター
★53	青藍荘デイサービスセンター
★54	高野台デイサービスアップル
★55	中央介護センターサン竹見台 デイサービスセンター

★56	ライフラインデイサービスセンター竹見台
★57	アローラデイサービス
★58	藤白台デイサービスセンター
★59	シャロン千里デイサービスセンター
★60	高寿会悟空デイサービスセンター青山台
★61	青山台デイサロン
★62	デイサービス安寿の杜江坂
★63	ヒューマンライフケアきしべ乃湯
★64	のせりハビリティデイサービス
★65	デイサービスゆず
★66	デイサービスふくみみ
★67	リハビリデイサービスnagomi 江坂店
★68	ボラリスデイサービスセンター千里山
★69	デイサービス笑来美
★70	デイサービス花の豊津
★71	三あいランド新声屋デイサービス
★72	あすなるリハビリデイサービス
★73	デイサービスほっと倶楽部吹田駅前
★74	デイサービス福
★75	アール・デイサービスセンター
★76	通所介護サービスセンター幸祐園
★77	悟空デイサービス高野台
★78	デイサービス・クローバー
★79	デイサービスわかがりセンター江坂町
★80	リハビリ本舗ぐれ～ふデイ
★81	高寿会悟空デイサービス北千里
★82	リハビリデイサービスセンター ひふみ竹見台
★83	デイサービスリゾール
★84	機能訓練型デイサービス ヘルスクア五月が丘
★85	樹楽万博南
★86	楽リハデイサービスはびね江坂
★87	テラス・フォーシーズンズ
★88	リハビリ本舗びあスタジオ
★89	フォレストデイサービスセンター江坂
★90	ゆめふる五月が丘店
★91	アクティブデイサービス吹田
★92	きすな福祉総合サービスセンター デイサービス
★93	ニチケアセンターきしべ
★94	GENKINEXT吹田関大前
★95	マックスポーツ デイサービスセンター千里山
★96	ビーナスクラブ春日
★97	アイジツリハビリティデイサービス
★98	早稲田イーライフ吹田山田
★99	敬友会スプリデイサービスセンター
★100	あかつきデイサービス

通所リハビリテーション（デイケア）

★101	介護老人保健施設ウエルハウス協和
★102	介護老人保健施設フェリーチェ吹田
★103	吹田市介護老人保健施設
★104	介護老人保健施設千里
★105	介護老人保健施設つくも
★106	介護老人保健施設たるみの里
★107	介護老人保健施設吹田徳州苑

障がい者・児 相談支援事業所

▲1	すいた自立支援センター「ねぼーらんど」
▲2	障害児・者地域生活支援センター「めい」
▲3	地域生活支援センター「あおぞら」
▲4	「シード」
▲5	地域生活支援センター北千里以和貴
▲6	こども発達支援センター

地域保健福祉センター

★1	内本町地域保健福祉センター
★2	亥の子谷地域保健福祉センター
★3	千里ニュータウン地域保健福祉センター

指定特定・障害児相談支援事業所

■1	相談支援センターコスモス
■2	障がい者相談支援センターすてっぷ吹田
■3	ケアステーションありす
■4	コミュニティキャンパス 地域生活サポートセンター
■5	トロイム
■6	相談支援事業所みいつ
■7	コスモス吹田
■8	サボ・いちえ
■9	千里みおつくしの杜 相談支援センター
■10	ソシエ
■11	安寿の杜江坂センター
■12	ケアプランセンター 連
■13	がじゅまる相談支援
■14	障がい児相談支援 あん

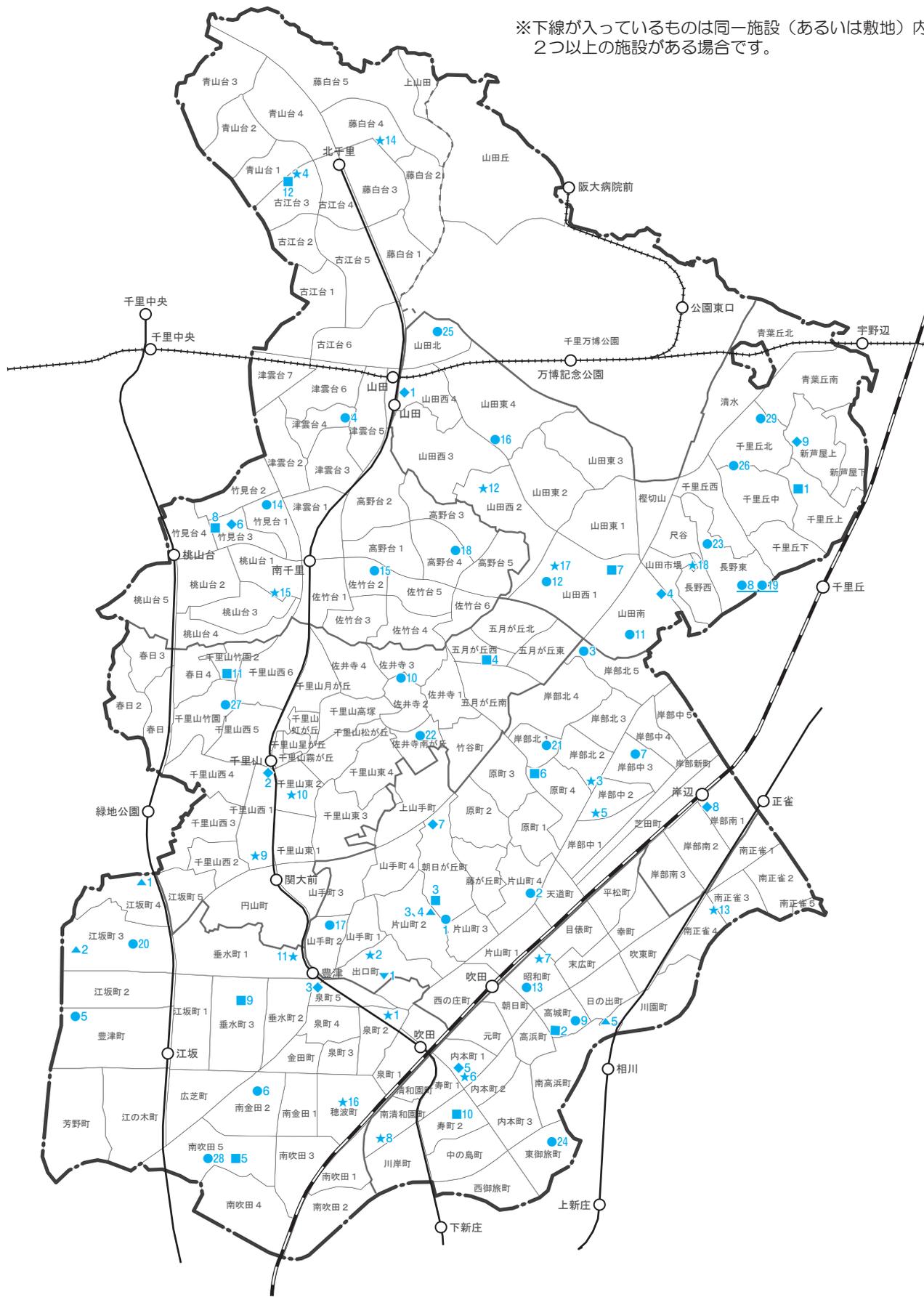
障がい福祉サービス事業所

●1	吹田市立総合福祉会館
●2	吹田市立障害者支援交流センター (あいほうぶ吹田)
●3	大阪市立千里作業指導所
●4	千里みおつくしの杜 「くりのみ寮」・「かしのみ寮」
●5	さつき障害者作業所
●6	第二さつき障害者作業所
●7	就労支援センターみち
●8	ワークセンターくすの木
●9	コミキャン就労総合センター
●10	ポコポコ亭
●11	第2コミュニティキャンパス
●12	吹東町コミュニティキャンパス
●13	ガンバコミキャン
●14	ワークショップアリスの家
●15	夢・はうす
●16	のぞみ共同作業所
●17	のぞみ工作所
●18	サフラン
●19	マイフレンド
●20	工房ヒューマン
●21	第1ヒューマン
●22	第2ヒューマン
●23	吹田つながりの場 はるにれ
●24	ほほえみ
●25	遊ゆう かぼちゃのお家
●26	ぶくぶくワールド
●27	スマイルぶくぶく
●28	ドリーマーぶくぶく
●29	コスモス吹田作業所
●30	アトリエゆうハウス

●31	アトリエゆうハウスtete
●32	吹田自立の場 はあてー
●33	花音工房
●34	就労移行支援センター pass
●35	たいようの里
●36	楓
●37	ブルーリボン
●38	吹田授産場
●39	あかね共同作業所
●40	リターン工房
●41	宅配給食センター ことぶき
●42	集いの場 ふりーぼーど
●43	第二かぼちゃのお家
●44	きらめき
●45	吹田授産場 喫茶サイズ
●46	福祉情報センター・共働事業所 b-free
●47	第2フリーバード
●48	第3フリーバード
●49	ガンバ寿
●50	あきにれ
●51	スーリール
●52	ステップ
●53	Nigella (ニゲラ)
●54	江坂一起業家支援センター
●55	ジョブトレーニングセンター-OSAKA
●56	スペース
●57	ほんのきもち
●58	北摂聴覚障害者センターほくほく
●59	フォレストリバー
●60	ライム
●61	デイサービスアルプスの森
●62	サポートセンターフルハウス

児童福祉施設等一覧（平成28年〔2016年〕3月末現在）

※下線が入っているものは同一施設（あるいは敷地）内に2つ以上の施設がある場合です。





母子福祉施設

▼1	母子福祉センター
----	----------

児童養護施設

▲1	松柏学園
----	------

▲2	大阪西本願寺常照園
----	-----------

知的障がい児通園施設

▲3	杉の子学園
----	-------

肢体不自由児通園施設

▲4	わかたけ園
----	-------

▲5	大阪府済生会吹田療育園
----	-------------

子育て支援施設

◆1	のびのび子育てプラザ
----	------------

子育て広場

◆2	子育てCoCoステーション
----	---------------

◆3	陽だまりルーム
----	---------

◆4	子育て広場 こすもすの家
----	--------------

◆5	ねっこぼっこ
----	--------

◆6	子育て広場 たけのこ
----	------------

◆7	子育て広場 オアシス
----	------------

◆8	こらぼれチップス
----	----------

◆9	子育て広場キートス
----	-----------

児童厚生施設

■1	千里丘児童会館
----	---------

■2	高城児童会館
----	--------

■3	朝日が丘児童センター
----	------------

■4	五月が丘児童センター
----	------------

■5	南吹田児童センター
----	-----------

■6	原町児童センター
----	----------

■7	山田西児童センター
----	-----------

■8	竹見台児童センター
----	-----------

■9	豊一児童センター
----	----------

■10	寿町児童センター
-----	----------

■11	千里山竹園児童センター
-----	-------------

■12	シャロン千里こども館
-----	------------

保育所（市立）

★1	いずみ保育園
----	--------

★2	片山保育園
----	-------

★3	岸部保育園
----	-------

★4	北千里保育園
----	--------

★5	ことぶき保育園
----	---------

★6	吹一保育園
----	-------

★7	吹田保育園
----	-------

★8	吹六保育園
----	-------

★9	千三保育園
----	-------

★10	千里山保育園
-----	--------

★11	垂水保育園
-----	-------

★12	西山田保育園
-----	--------

★13	東保育園
-----	------

★14	藤白台保育園
-----	--------

★15	南千里保育園
-----	--------

★16	南保育園
-----	------

★17	山三保育園
-----	-------

★18	山田保育園
-----	-------

保育所（私立）

●1	旭ヶ丘学園 ※
----	---------

●2	旭ヶ丘学園（千一分室）※
----	--------------

●3	あびにょん保育園
----	----------

●4	あやめ保育園
----	--------

●5	稲荷保育園
----	-------

●6	かんらんこども園 ※
----	------------

●7	岸部敬愛保育園
----	---------

●8	きりん夜間愛育園
----	----------

●9	こぼと保育園
----	--------

●10	佐井寺たんぼ保育園
-----	-----------

●11	さくら保育園
-----	--------

●12	さくらんぼ保育園
-----	----------

●13	吹田どんぐり保育園
-----	-----------

●14	千里聖愛保育センター
-----	------------

●15	千里ニュータウン保育園
-----	-------------

●16	千里の丘けいあい保育園
-----	-------------

●17	千里山やまて学園 ※
-----	------------

●18	玉川学園保育園
-----	---------

●19	第二愛育園
-----	-------

●20	双葉保育園
-----	-------

●21	マーヤ敬愛保育園
-----	----------

●22	南ヶ丘こども園 ※
-----	-----------

●23	南山田みどり保育園
-----	-----------

●24	もみの木保育園 ※
-----	-----------

●25	もみの木千里保育園 ※
-----	-------------

●26	蓮美幼児学園千里丘キンダースクール ※
-----	---------------------

●27	保育園千里山キッズ
-----	-----------

●28	吹田くすのき保育園
-----	-----------

●29	彩つばさ保育園
-----	---------

※は認定こども園（幼保連携型）

平成28年（2016年）4月1日からの施設名を表示しています。

